

横手市議会 令和3年 第8回 12月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
報告第38号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	除雪作業中の物損事故の損害賠償額と和解について11月5日に専決処分した報告 (賠償額 527,472円)
報告第39号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車運転中の物損事故の損害賠償額と和解について11月5日に専決処分した報告 (賠償額 37,400円)
報告第40号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車運転中の人身事故の損害賠償額と和解について11月12日に専決処分した報告 (賠償額 292,222円)
報告第41号	放棄した債権の報告について	横手市債権の管理等に関する条例の規定に基づき、令和3年10月21日に決定した債権放棄の報告
同意第25号	教育委員会委員の任命について	令和3年12月8日で任期満了となる教育委員会委員の任命(再任)
同意第26号	公平委員会委員の選任について	令和3年12月21日で任期満了となる公平委員会委員の選任(再任)
議案第92号	横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (第1条:公布日施行) (第2条:R4.4.1施行)	横手市議会議員の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正 内容 期末手当の支給割合の改定 ①令和3年12月期 「1.6ヶ月⇒1.5ヶ月」 ②令和4年度以降 「1.5ヶ月⇒1.55ヶ月」
議案第93号	横手市特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (第1条、第3条:公布日施行) (第2条、第4条:R4.4.1施行)	市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正 内容 期末手当の支給割合の改定 ①令和3年12月期 「1.6ヶ月⇒1.5ヶ月」 ②令和4年度以降 「1.5ヶ月⇒1.55ヶ月」
議案第94号	横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第1条:公布日施行) (第2条:R4.4.1施行)	秋田県人事委員会の勧告に準拠し、職員の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正 内容 期末手当の支給割合の改定 ①職員について ・令和3年12月期 「1.225ヶ月⇒1.125ヶ月」 ・令和4年度以降 「1.125ヶ月⇒1.175ヶ月」 ②再任用職員について ・令和3年12月期 「0.675ヶ月⇒0.625ヶ月」 ・令和4年度以降 「0.625ヶ月⇒0.65ヶ月」

区分	議案等の名称	概要説明
議案第95号	横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例 (R4.4.1施行)	横手市増田町診療所の廃止に伴う現行条例の一部改正 内容 第2条の表中、横手市増田町診療所に係る規定を削るもの
議案第96号	横手市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例 (R4.1.1施行)	横手市空家等対策協議会の規定を追加するための現行条例の一部改正 内容 ①第5条を改正し、横手市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置 ②第6条から第11条までを新たに加え、協議会の所掌事項、組織、委員の任期、会長及び副会長、会議並びに守秘義務に係る事項を規定 ③旧第6条及び第7条をそれぞれ第12条及び第13条へ繰り下げ
議案第97号	横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (R4.1.1施行)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)の施行に伴う現行条例の一部改正 内容 第4条に規定する出産育児一時金の額を改正 「404,000円」⇒「408,000円」
議案第98号	横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 (R4.4.1施行)	消防団員の定員を改め、及び消防団員の処遇改善を図るための現行条例の一部改正 内容 ①第2条を改正し、消防団員の定員を「2,500人」から「2,400人」とする。 ②第9条中、災害に係る規定を改正 ③第10条を改正し、年額報酬及び出勤報酬に係る事項を規定 ④第11条第1項を削り、第2項を第1項とする。 ⑤別表第2を改正し、出勤報酬の額等を以下のとおり規定する。 ●災害出勤(1回につき) 4時間未満 2,500円 4時間以上7時間45分未満 5,000円 7時間45分以上 8,000円 ●大規模災害出勤(1日につき) 4時間未満 2,500円 4時間以上7時間45分未満 5,000円 7時間45分以上 8,000円 ※大規模災害出勤・・・団長の出勤命令があったときから解散までの時間が24時間を超える災害に係る出勤
議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名 横手市増田まんが美術館 指定管理者 一般財団法人横手市増田まんが美術財団 指定期間 5年 R4.4.1～R9.3.31

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市障害者支援施設ひまわり社
		指定管理者	社会福祉法人ファミリーケアサービス
		指定期間	5年 R4.4.1～R9.3.31
議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市国産材需要開発センター
		指定管理者	株式会社ウッディさんない
		指定期間	5年 R4.4.1～R9.3.31
議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市農林水産物直売・食材供給施設 農香庵
		指定管理者	株式会社ウッディさんない
		指定期間	5年 R4.4.1～R9.3.31
議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市農村公園等 39施設
		指定管理者	百万刈農村公園管理会ほか36団体
		指定期間	7年 R4.4.1～R11.3.31